

小金井市市歌選定委員会の運営等について（案）

1 会議録作成の基本方針等

- (1) 小金井市市歌選定委員会における会議録の作成は、市民参加条例施行規則第5条の規定により、①全文記録、②発言者の発言内容ごとの要点記録、③会議内容の要点記録の作成方法のうち、**（記録方法）**とする。
- (2) 会議録は、原則として次回の会議で内容の確認後、ホームページに掲載し、情報公開コーナー（第二庁舎6階）等に据え置き公開する。
- (3) 発言者名を正確に把握するため、会議での発言は会長が指名後、名前を発言してから行う。（例「〇〇です。〇〇〇については、・・・」）

2 会議の公開

小金井市市歌選定委員会は、小金井市市民参加条例第6条の規定により、原則として公開する。

3 会議の傍聴

小金井市附属機関等の会議に関する傍聴要領のとおりとする。

4 「意見・提案シート」について

- (1) 「意見・提案シート」を設置 **（する・しない）**。
- (2) 設置する場合、**必ず記名を求め、正式資料として公開の対象とする。無記名であった場合は参考資料として委員のみに配布する。**提出された「意見・提案シート」は、**原文のまま**配布する。ただし、公序良俗に反する内容や個人情報に関する内容等の場合、配布しない。一部がそのような場合は墨塗りして配布する。提案内容について、**委員から審議に取り上げたいと申し出があった場合、審議の時間を設ける。**
- (3) 傍聴者からの小金井市市歌選定委員会の検討内容等に対する意見は、**「意見・提案シート」**を用いて、会議開催日の1週間前の午後5時までに提出されたものは（氏名、提出日を記載していただく。）、次回会議で配付するものとする。